

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 80 号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族については13,000円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち 1 人については11,000円）、<u>その他の扶養親族については 1 人につき5,000円とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第28条の 3 [略]</p> <p>2 管理職手当の額は、月額とし、給料月額の100分の16に相当する額を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族については13,000円、同項第 2 号から第 5 号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については<u>1人につき6,000円</u>（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち 1 人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち 1 人については11,000円）とする。</p> <p>4 [略]</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第28条の 3 [略]</p> <p>2 管理職手当の額は、月額とし、<u>前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16</u>に相当する額を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 23 年 3 月 31 日までの間における管理職手当に関する経過措置)

2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例第 28 条の 3 第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（県人事委員会規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与等条例第 21 条の 3 第 2 項及び第 28 条の 3 第 2 項の規定の適用については、<u>給与等条例第 21 条の 3 第 2 項中「調整前の給料月額」とあるのは「調整前の給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号。以下「平成 18 年改正給与等条例」という。）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」と、給与等条例第 28 条の 3 第 2 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 18 年改正給与等条例附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>12～15 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与等条例第 21 条の 3 第 2 項の規定の適用については、<u>同項中「調整前の給料月額」とあるのは、「調整前の給料月額と市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 30 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>12～15 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	